

阿賀野市教育委員会告示第 13 号

阿賀野市就学援助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 30 日

阿賀野市教育委員会

教育長 小 泉 明 美

阿賀野市就学援助要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市就学援助要綱（平成 27 年阿賀野市教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

（14） 地域クラブ活動費

別表第 2 の 4 の項中「57,060 円」を「64,300 円」に、「63,000 円」を「81,000 円」に改め、同表に次のように加える。

14	地域クラブ活動費	阿賀野市内の認定地域クラブに加入した際に要する活動費、保険料	中：活動費 1,000 円/月を上限とする実費を支給 保険料 800 円/年を上限とする実費を支給
----	----------	--------------------------------	--

第 2 号様式—1 中「57,060 円」を「64,300 円」に、「63,000 円」を「81,000 円」に、

「

	12	学用教材費		学年ごとに必要な基本教材費	教育委員会が別に定める額	教育委員会が別に定める額
--	----	-------	--	---------------	--------------	--------------

」

を

「

	12	学用教材費		学年ごとに必要な基本教材費	教育委員会が別に定める額	教育委員会が別に定める額
	13	地域クラブ活動費		市内認定地域クラブに加入した際に要する活動費、保険料		活動費 1,000 円/月 を上限とする実費 保険料 800 円/年 を上限とする実費

」

に改める。

第 2 号様式—2 及び第 2 号様式—3 中「57,060 円」を「64,300 円」に、「63,000 円」を「81,000 円」に、

	12	学用教材費	○	学年ごとに必要な基本教材費	教育委員会が別に定める額	教育委員会が別に定める額
--	----	-------	---	---------------	--------------	--------------

を

	12	学用教材費	○	学年ごとに必要な基本教材費	教育委員会が別に定める額	教育委員会が別に定める額
	13	地域クラブ活動費	○	市内認定地域クラブに加入した際に要する活動費、保険料		活動費 1,000円/月 を上限とする実費 保険料 800円/年 を上限とする実費

に改める。

第2号様式—4中「57,060円」を「64,300円」に、「63,000円」を「81,000円」に、

	13	学用教材費		学年ごとに必要な基本教材費	教育委員会が別に定める額	教育委員会が別に定める額
--	----	-------	--	---------------	--------------	--------------

を

	13	学用教材費		学年ごとに必要な基本教材費	教育委員会が別に定める額	教育委員会が別に定める額
	14	地域クラブ活動費		市内認定地域クラブに加入した際に要する活動費、保険料		活動費 1,000円/月 を上限とする実費 保険料 800円/年 を上限とする実費

に改める。

附 則

この告示は、令和8年7月30日から施行し、改正後の阿賀野市就学援助要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。